

## 女性支援基本計画の取組状況について

基本テーマ	重点目標	取組	実績
1 広報・周知の強化及び相談の質向上による信頼関係の構築	1 アウトリーチ、居場所の提供等による早期把握	①女性への支援に関する広報・啓発の推進 ②教育現場等における指導の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和6年5月30日に開催された令和6年度女性相談支援員等研修会において、女性相談支援員に対して関連制度や県の基本計画に関する行政説明を行った。また、令和6年5月15日に県機関及び市町村の女性支援事業担当係長や女性相談支援員等を参集範囲とする会議を開催し、県の女性支援事業に関する今後の取り組み内容等について説明を行った。【児童相談・養育支援室】</li> <li>パープルリボン（女性に対する暴力をなくす運動）期間において一般県民向け講座「デートDVって知っていますか？」～人と人との対等な関係（ヘルシーな関係）を考える～を開催、（令和6年11月16日/オンライン13名、後日配信37回、パブリックビューイング39名）県内高等学校等の生徒を対象に「デートDV防止啓発セミナー」を実施（6校874人）DV、デートDV防止啓発パネルの貸出（1団体1回）【男女共同参画センター】</li> <li>子どもの性被害予防を目的とした研修会等を行う地域団体等に対し助成性教育：33回 参加者2231人、人権教育：35回 参加者1,533人、子どもの権利教育：13回 参加者1,373人 情報モラル教育：104回 参加者16,631人 【次世代サポート課】</li> </ul>
	2 相談支援の質の向上	①窓口における相談方法の多元化 ②女性相談支援員等の研修の充実 ③外国人への支援情報の提供及び相談対応 ④障がい者、高齢者等への対応の連携強化 ⑤若年者への対応の連携強化 ⑥性暴力被害者への支援 ⑦苦情解決体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談者の希望に応じて、来所、電話、メール等による相談を実施している。【保健福祉事務所】</li> <li>研修への積極的な参加を図り、傾聴スキル習得、関連制度、機関等に対する理解を深める。【保健福祉事務所】</li> <li>「女性相談担当者支援研修」を2回開催。（令和6年5月・令和7年1月）【男女共同参画センター】</li> <li>長野県多文化共生相談センター等との連携、スマートフォン等の利用により日本語によるコミュニケーションが困難な外国人からの相談に対応している。【保健福祉事務所】</li> <li>人権に関わる市町村・関係団体等の相談業務の参考として、幅広く県民の支援に繋がる県・国等の関係相談窓口及び業務を掲載した「人権に関わる県民支援相談窓口ガイドブック」を制作・配布（2,000部）【人権・男女共同参画課】</li> <li>新任電話相談員及び現地支援員に対する研修会を実施（4月）、現地支援員資質向上研修会を計5回実施（集合研修2回、オンライン3回）【性暴力被害者支援センター】</li> </ul>
2 支援の多様化及び一時保護機能の拡充	1 多様な問題を抱える女性に対する一時保護	①一時保護委託施設の確保 ②苦情解決体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> <li>県単独事業である緊急避難のための支援事業について、DV被害者のみを対象としていたが、令和6年度から困難な問題を抱える女性も対象に加え、より幅広い女性を受け入れる体制を整備した。【児童相談・養育支援室】</li> <li>女性相談及び女性支援に関する苦情は福祉係長を担当職員とし、速やかな対応に努めている。【保健福祉事務所】</li> </ul>
	2 心身の健康の回復及び生活支援	①県の一時保護施設における支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要に応じ、女性相談支援センターと連携する。必要に応じ、女性相談支援センターからの児童の一時保護の委託に対応する。【児童相談所】</li> </ul>
3 自立支援のさらなる充実	1 同伴児童等への支援	①相談・通報に迅速に対応するための体制の整備 ②様々な被害者に対応できる体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>女性相談支援センターや児童相談所、母子生活支援施設等と連携し、親及び同伴児童への心身及び生活の回復の支援に努めている。【保健福祉事務所】</li> </ul>
	2 自立支援の充実	①安全及び心身の安定に対する支援の充実 ②県域・圏域のネットワーク強化 ③各種手続等に関する支援の充実 ④住宅確保等の充実 ⑤長期的な入所が可能な施設を利用した支援の充実 ⑥経済的支援の充実 ⑦就業支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>一時保護施設退所後の継続的なケアが地域で行えるよう、地域支援者等との連携の強化を図っている。【保健福祉事務所】</li> <li>長野県児童虐待・DV防止対策及び女性支援連絡協議会のDV被害者及び困難な問題を抱える女性支援に関する分科会を県の支援調整会議として位置付け、構成機関の見直し（新たな構成機関の追加）を行い、関係機関の一層の連携強化を図った。また、令和7年2月12日に連絡協議会の全体会を開催し、県内の女性支援事業状況や関連計画の取り組み内容について情報共有等を行った。【児童相談・養育支援室】</li> <li>同行支援等、女性の立場に立った支援ができるよう、市町村等関係機関との連携に努めている。【保健福祉事務所】</li> <li>生活就労支援センター「まいさほ」において、相談内容に応じて個別の支援プランを作成して住まいの確保、家計相談等の対応をしている。【地域福祉課】</li> <li>生活保護が必要な場合には、本人の希望に基づき、担当福祉事務所との連絡調整を行い、必要な支援につなげている。当面の資金の確保等のために、生活就労支援センター及び社会福祉協議会等との連携を図っている。離婚後の夫婦間の養育費等に関する情報提供が必ず行っている。【保健福祉事務所】</li> </ul>
	3 アフターケアに関する支援の強化	①市町村等との連携強化による地域社会におけるアフターケア	<ul style="list-style-type: none"> <li>継続的な相談・支援を受けられる旨を説明し、関係機関との連携を図っている。【保健福祉事務所】</li> </ul>
4 支援機関の体制・連携強化及び民間団体等の掘り起こし	1 支援のための体制づくり	①支援者のバーンアウト（燃え尽き症候群）防止、組織的対応の推進 ②女性相談支援員等の研修の充実（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> <li>所属事務所内での情報共有や、相談を図りながら複数職員で対応することなど、サポート体制を強化。【保健福祉事務所】</li> <li>女性相談員等研修会にて事例検討実施。所内の対応困難ケースは随時ケース検討実施。【女性相談支援センター】</li> </ul>
	2 関係機関の連携強化	①配偶者暴力相談支援センターと関係機関との連携強化 ②県域・圏域のネットワーク強化（再掲） ③関連する地域ネットワークとの連携 ④その他の関係機関等との連携 ⑤市町村における基本計画の策定支援 ⑥市町村の相談体制強化への支援 ⑦保育所・幼稚園・学校等との連携による安全確保 ⑧情報管理の徹底及び運用の整理	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童虐待・DV防止対策連絡協議会（令和7年2月12日）に出席し関係機関との連携を強化し、支援の資質向上を図った。【保健福祉事務所】</li> <li>各地域児童虐待・配偶者等暴力防止広域ネットワーク会議を開催し、情報共有及び関係機関との連携を図った。【保健福祉事務所】</li> <li>市町村の要保護児童対策地域協議会と連携し、情報共有を行っている。また、女性相談支援員が要保護児童対策地域協議会に出席できるよう協力を依頼している。【保健福祉事務所】</li> <li>令和6年5月15日に県機関及び市町村の女性支援事業担当係長や女性相談支援員等を参集範囲とする会議を開催し、女性支援事業における関係機関の役割等に関し、行政説明を行った。また、国主催の専門研修会等についても市町村等に対して随時情報提供を行った。【児童相談・養育支援室】</li> </ul>
	3 民間団体等の掘り起こし	①民間団体等との県域を越えた広域的な連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報共有にあたっては、相談者の支援のために必要な範囲に限り、各機関には個人情報保護について十分留意するよう依頼している。【保健福祉事務所】</li> <li>児童虐待の観点も踏まえ、個人情報の取り扱いに十分留意し、情報管理の徹底を図っている。【児童相談所】</li> </ul>